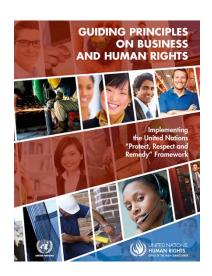
責任ある企業行動セミナー ~日本繊維産業連盟および日本政府のガイドラインから考える企業の行動~

指導原則が企業に求める行動 日本政府のガイドラインの意義 UNDPによるビジネスと人権プロジェクト

国連開発計画(UNDP)ビジネスと人権リエゾンオフィサーことのは総合法律事務所 弁護士 佐藤 暁子

国別行動計画:NAP



「ビジネスと人権」に 関する行動計画 (2020-2025) ▶ 指導原則実施のために政府が現在 の状況と国際人権基準とのギャップ を特定し、その取り組みのロードマッ プを示すもの。

第2章 分野別行動計画

- ▶ 子どもの権利の保護・促進
- 新しい技術の発展に伴う人権
- ▶ 消費者の権利・役割
- 法の下の平等(障害者・女性・性的指向・ 性自認等)
- ▶ 外国人材の受入れ・共生

第3章 政府から企業への期待表明

- 1 本行動計画では、政府が関係者の理解と協力の下に行う取組について記載したが、国内外において責任ある企業活動を推進していく上で、企業からの理解と協力を得ることは、特に重要と考えているところ、本項に企業への期待を表明する。
- 2 政府は、その規模、業種等にかかわらず、日本企業が、国際的に認められた人権及び「ILO宣言」に述べられている基本的権利に関する原則を尊重し、「指導原則」その他の関連する国際的なスタンダードを踏まえ、人権デュー・ディリジェンスのプロセスを導入すること、また、サプライチェーンにおけるものを含むステークホルダーとの対話を行うことを期待する。さらに、日本企業が効果的な苦情処理の仕組みを通じて、問題解決を図ることを期待する。3
- (参考)「指導原則」によると、企業は、人権を尊重する責任を果たすため、次のような企業方針と 手続きを持つべきとされている。

1 人権方針の策定

発信することを求められている。

企業は、人権を尊重する責任を果たすというコミットメントを企業方針として



指導原則 16

人権デュー・ディリジェンスの実施

企業は、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するか について説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の 追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施することを求められている。 この一連の流れのことを「人権デュー・ディリジェンス」と呼んでいる。



指導原則 17~21

3 救済メカニズムの構築

人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な 手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力することを求められている。



指導原則 22

日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査(1)

経産省及び外務省により昨年11月に結果公表

人権デュー・ディリジェンスの実施状況

- ◆ 人権デュー・ディリジェンスを実施している企業は5割強。
- 人権デュー・ディリジェンスを実施している企業のうち、間接仕入先まで実施している 企業は約25%、販売先・顧客まで実施している企業は約10~16%。
- ・ 人権デュー・ディリジェンスの実施状況
- 現在行っている人権デュー・ディリジェンスの実施対象は、 どこまでとしていますか。(複数回答可)



人権デュー・ディリジェンスを実施していない理由

● 人権デュー・ディリジェンスを実施していない理由として、3割強が実施方法が 分からない、3割弱が十分な人員・予算を確保できないと回答。

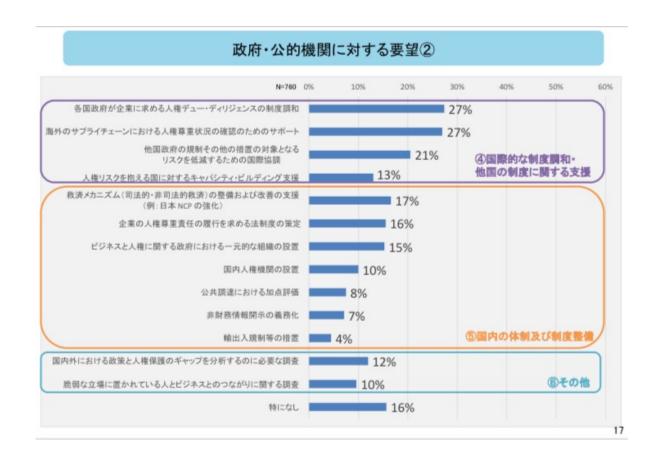


-

出典:経産省

日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する 取組状況のアンケート調査② 経産省及び外務省により昨年11月に結果公表

政府・公的機関に対する要望① ● 政府・公的機関に対する要望は、①ガイドラインの整備・好事例の共有、②企業への情報提供及び支援、③企業及び国民 の意識向上、④国際的な制度調和・他国の制度に関する支援、⑤国内の体制及び制度整備などに大別 51% 自主的な取り組みのためのガイドライン整備(業種別のガイドライン整備) 人権デュー・ディリジェンス、ステークホルダーエンゲージメントに関する 好事例の収集・頒布 自主的な取り組みのためのガイドライン整備 (業種横断的・包括的なガイドライン整備) ①ガイドラインの整備 人権デュー・ディリジェンスに取り組んでいる企業による情報共有の場の提供 好事例の共有 人権課題・法制度等に関する情報提供(ポータルサイト) 36% 企業が自主的に人権リスクに対応することを 推進・支援するための相談窓口の設置(国内外) 企業の人権対応を促進するための予算・税制等のインセンティブ措置 人権デュー・ディリジェンス試験運用の実施支援 14% 企業(特に中小企業)のキャパシティ・ビルディング支援 11% ②企業への情報提供及び支担 労働組合その他ステークホルダー団体との情報交換・対話と結果の公表 5% 企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上 42% 国民全体の人権に関する理解の促進と意識向上 学校における人権教育の充実 (国際的に認められている人権への理解を促す教育を含む) ③企業及び国民の意識向上



出典:経産省

「責任あるサプライチェーン等における 人権尊重のためのガイドライン」

- ▶ 経産省による「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」による検討
 - 指導原則をはじめとする国際スタンダードに則ったもの
 - 人権尊重に関する具体的な取り組み方法がわからないという企業の声に応えたもの
- ▶ 対象となる事業者:規模、業種などを問わず、日本国内のすべての事業者
 - 各事業者は、自社事業だけでなく、グループ会社、直接取引先、間接取引先、国内外 が対象
- ▶ "人権"の範囲:国際的に認められた人権

• 国際人権章典、労働における基本的原則および権利に関するILO宣言、そのほか関

連する国際人権規約

人権尊重取り組みの全体像

人権方針 人権尊重責任に関するコミットメント(約束) (各論3) の表明(国連指導原則 16・各論 3) 人権 DD 負の影響の特定・評価(国連指導原則 18・各論 4.1) (各論 4) 負の影響の防止・軽減(国連指導原則19・各論4.2) (国連指導 取組の実効性の評価(国連指導原則20・各論4.3) 原則 17) 説明・情報開示(国連指導原則21・各論4.4) 救済 負の影響への対応 (各論 5) (国連指導原則 22·各論 5)

責任あるサプライチェーン等における 人権尊重のためのガイドライン

令和4年9月 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省 庁施管権准・連絡会議

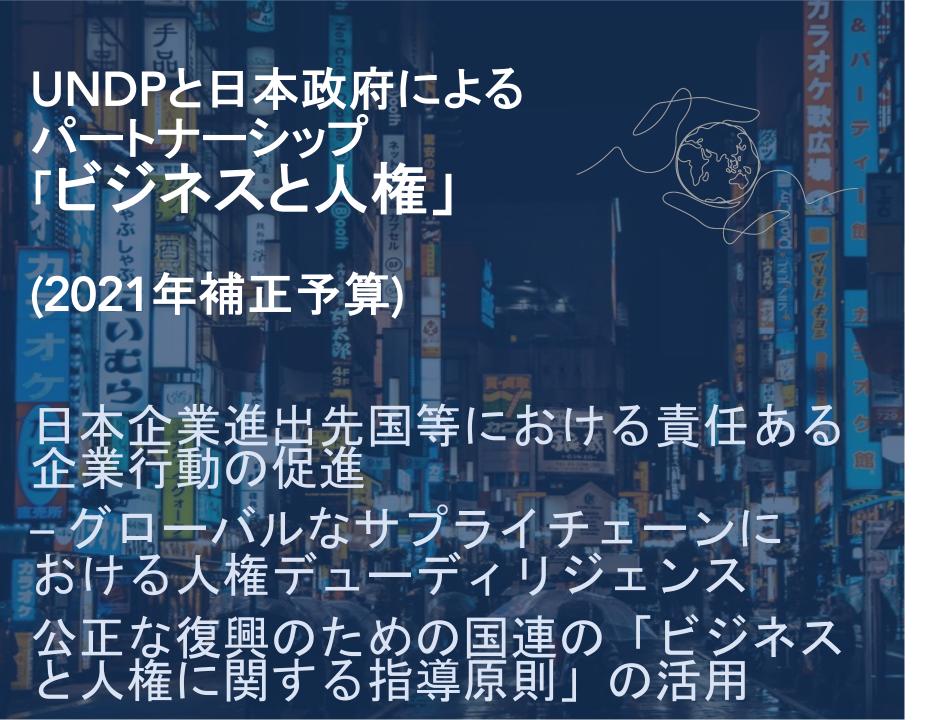
ステー クホル ダーと の対話 22

人権尊重の取組にあたっての考え方

- 人権方針を策定することによる経営者のコミットメント が極めて重要
- 潜在的な負の影響はどの企業にも存在する
- ステークホルダー(特に脆弱な立場にあるステークホルダー)との継続的な対話が重要
- サプライチェーン全体を通しての事業活動による潜在的および顕在的な「人権に対する」負の影響の特定と評価
- 深刻さと可能性を反映した優先順位付け
- ・実効性評価と情報開示
- ・他の事業者との連携
- ・構造的な課題への取組み

ガイドラインの意義

- ・指導原則をはじめとする国際基準に則り、日本企業としての指針を 明確に示した。
- 事例を含む、具体的な取り組みを示し、日本企業の取り組みの促進を目指す。
- ・国内外のサプライチェーン全体で人権DDを進める際に、指導原則に加えて共通の指針として活用することが期待される。
- ・日本企業において特に課題として認識されているステークホルダーとの対話を進める基盤となる。
- ・紛争影響地域における人権DDの強化と責任ある撤退に関する一定の 指針を示した。
- 今後、企業の実務担当者に対する、人権尊重の取組みの内容をより 具体的かつ実務的な形で示す資料が経産省による公表される予定。













期待される成果と活動の概要







成果1:日本企業、そのサプライヤーおよびパートナーが、 バリューチェーン全体を通じて人権基準の遵守を確保す ることにより、競争力を維持し、公正な復興を促進するた めの努力を支援する。



成果2: 13カ国の政府および国家機関に対し、ビジネスと 人権に関する行動計画(NAP)または同様の政策の策定・ 実施を支援する。



From the People of Japan



ACADEMY

期待される成果と活動の概要





成果1:日本企業、そのサプライヤーおよびパートナーが、バリューチェーン全体を通じて人権基準の遵守を確保することにより、競争力を維持し、公正な復興を促進するための努力を支援する。

3ステップ アプローチ

暫定スケジュール

日本企業およびサプライヤーやパートナーが共通して直面する人権リスクを特定するための「コンテクスト・アセスメント調査」の実施。人権DD研修のカリキュラムに反映させるためであり、コンフィデンシャルなもの。17カ国において実施。

7月~

各国で活動する日本企業およびそのサプライヤーやパートナーが 直面する一般的なリスクに対応するために、人権デューデリジェンス(人権DD)トレーニングの実施。 人権DD研修

2022年10月~ 2023年1月or 2月

個々の企業に対して、人権DD実施の準備状況や人権への影響評価に関する最初のアセスメントに関する非公開のガイダンスセッションの提供。

2022年11月~2023年2月

ガイダンスセッション





ビジネスと人権アカデミーへの







参加の意義

ビジネスと人権に関する第一人者 や経験豊かな専門家、ゲストス ピーカー

- 国内の専門家
- 国際的な専門家
- UN(DP)の専門家

日本企業が直面する各国の状況や 課題に合わせた、実践的なオーダー メイドの研修カリキュラム。日本本社 とサプライヤーでの共通理解の促進



日本語、現地語、英語での提供



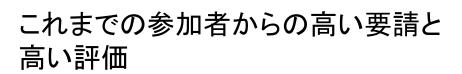
専門家のアドバイスが無償で受けら れる

人権デューディリジェンスの既存および 最新の要件と期待に関する最新情報





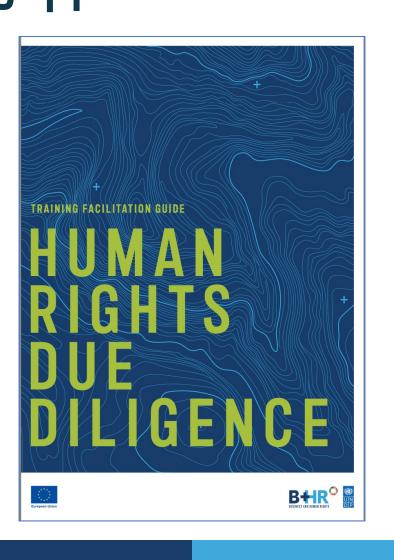
ネットワーキングと参加証 ビジネスと人権に関するコミュニティ





人権デュー・ディリジェンスに関する 研修進行ガイド





こちらからダウンロード ください **▽**



Thank you for your attention

CONTACT

佐藤暁子 akiko.sato@undp.org(リエゾンオフィサー)



